

令和 8 年 7 月 22 日

「法令の要点」の正誤表

	ページ	誤	正
1.1 火薬類取締の法令	2	[5] 本書において、都道府県知事[*]と注記している場合は、都道府県知事の事務・権限が指定都市の長に委任されていることを示す（本書 12.15 項参照）。	[5] 本書において、都道府県知事[*]と注記している場合は、都道府県知事の事務・権限が指定都市の長に委任されていることを示す（本書 12.12 項参照）。
3.1 販売営業の許可	43	[注] がん具煙火については、本条は適用されない。（本書 12.14 項参照）	[注] がん具煙火については、本条は適用されない。（本書 12.11 項参照）